

入 札 公 告

高雄中学校ブロック塀改修工事の入札について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び田辺市契約規則（平成 17 年田辺市規則第 44 号）第 6 条の規定に基づき公告する。

令和元年 10 月 18 日

田辺市長 真 砂 充 敏

1 入札に付する工事の概要

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| (1) 工事年度・工事番号 | 平成 30 年度繰越 中管理 第 2 号 |
| (2) 工事名 | 高雄中学校ブロック塀改修工事 |
| (3) 工事場所 | 田辺市 高雄三丁目 地内 |
| (4) 工事概要 | ブロック塀改修工事一式 |
| (5) 工期 | 令和 2 年 3 月 16 日まで |
| (6) 予定価格 | 7,898,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| (7) 施工形態 | 単体企業 |
| (8) 本工事は、係数抽出型最低制限価格制度の対象工事である。 | |
| (9) 支払条件 | 前払金 「8 留意事項」参照
部分払 「8 留意事項」参照 |
| (10) 契約の保証 | 「8 留意事項」参照 |
| (11) 議会の議決 | 不要 |
| (12) CORINS 登録 | 「8 留意事項」参照 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 田辺市が発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
- (4) 田辺市に本店を有する者であること。
- (5) 建設業法に基づく建築工事業の特定建設業または一般建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 田辺市が定めるランク基準により、建築工事のランクがイ、ロ、ハ、ニの者であること。

※最近の建築工事における入札状況を鑑み、当分の間、競争性を確保するため上位ランクの参加を可能とする。

(7) 次の各号のいずれかの施工実績を有する者であること。

ア 経営規模等評価結果通知書に基づく、建築一式工事の平均完成工事高が 250 万円以上の施工実績を有する者

イ 経営規模等評価結果通知書に基づく、建築一式工事の平均完成工事高が、建設工事全体の平均完成工事高の 30%以上の施工実績を有する者

ウ 過去 5 年間（入札公告日を基準日とする）において、公共工事における 1 件あたり 250 万円以上の建築工事を、元請負業者として施工した実績を有する者。

※上記（7）のウの公共工事とは、国・地方公共団体又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準（平成 21 年 1 月 22 日施行）に定める法人発注の工事である。

※上記（7）のウに該当する工事は、既に完成引渡し済のものに限る。

※上記（7）の平均完成工事高については、田辺市の令和元・2 年度建設工事等入札参加資格審査申請の際に田辺市に提出した経営規模等評価結果通知書又は直近の経営規模等評価結果通知書によるものとする。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(9) 田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。

(10) 現場代理人の常駐並びに建築一式工事の主任技術者の資格を有する者を配置すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所等

ア 閲覧期間 令和元年 10 月 18 日（金）から令和元年 10 月 28 日（月）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

イ 閲覧場所 田辺市新屋敷町 1 番地
田辺市役所総務部契約課
電話番号 0739 - 26 - 9964

※閲覧については、契約課ホームページに掲載している設計書データのダウンロードによる閲覧も可能。

4 入札等

(1) 入札予定日時及び場所

ア 入札日時 令和元年 10 月 29 日（火） 午前 9 時 50 分

イ 入札・開札場所 田辺市中屋敷町 24 番地の 2
田辺市役所庁舎別館（旧職業訓練センター）
3 階 大会議室

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により、(1)のイに示す場所に持参し提出することとし、郵便及び電信による提出は認めないものとする。

(ア) 入札書には、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載するものとする。

(イ) 入札書には、入札金額、工事年度・工事番号、工事名、及び入札者の住所・氏名(押印)を記載すること。(代理人が入札する場合は、入札者の欄に代理人の氏名を記載し、押印すること。)

入札書の様式は、田辺市ホームページ(契約課：工事等各種様式ダウンロード)に様式がありますので参照してください。

イ 入札書と併せて工事費内訳書を提出すること。(工事費内訳書の提出がない場合は無効となるので注意すること。)

ウ 本人に代わって、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。委任状の様式は指定していないが、委任状には、代理人の氏名(押印)、入札日、工事年度・工事番号、工事名及び入札者の住所・氏名(押印)を記載すること。

エ 入札参加者は、入札担当者が入札の開始を宣した後、速やかに入札書を所定の入札箆へ入れることとし、入札担当者が開札を宣した後は入札書の提出はできないものとする。

オ 入札担当者が開札を宣した後に提出した入札書等は、理由の如何に関わらず受理しないものとする。

カ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

キ 入札書の提出にあたり、封筒は不要である。

(3) 入札書等の不受理について

次の各号のいずれかに該当する入札書等は、不受理とする。

ア 持参以外の方法により提出された入札書等

イ 入札公告に示す提出期間によらない入札書等

ウ 開札日、工事年度、工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書等

(4) 入札の無効について

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 開札日、工事年度、工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未掲載で意思表示が明確でない入札書による入札

イ 同一人が2通以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

ウ 金額の記入がない入札書による入札

エ 金額を訂正した入札書による入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札

カ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

キ 入札に参加する資格のない者がした入札

ク 工事費内訳書が提出されなかった入札

ケ 提出された工事費内訳書の内容に不備（入札者又は代理人が入札する場合の代理人の記名押印の欠如、工事件名の誤記、入札金額と工事費内訳書の総額の相違、総額の記載のみで内訳の記載がない場合等）がある入札

（５）失格について

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア 予定価格を上回った入札を行った者

イ 最低制限価格を下回った入札を行った者（ただし、入札執行者が入札会場において、最低制限価格及び最低制限基準額を公表せず、当該入札が不調・不落であることを宣告した場合を除く。）

ウ 虚偽の技術資料を提出した者

エ 前各号に掲げるもののほか、入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者

（６）再度入札について

開札の結果、落札候補者決定に至らない場合は、最低制限価格及び最低制限基準額を公表せず、直ちに出席者をもって再度入札を実施する。この場合、再度入札資格者が１人になった場合は、入札を打ち切る。

ただし、次に該当する入札をした者は、再度入札に参加できない。

ア ４の（４）のイ、カ、キのいずれかに該当する入札

イ 予定価格を上回る入札

※再度入札は、落札候補者決定に至らなかった入札に引き続き行うため、予備の入札書を準備しておくこと。

５ 開札等に関する事項

（１）開札状況の公表予定

公表日 令和元年 10 月 30 日（水）

（２）落札予定について

落札予定日 令和元年 10 月 30 日（水）

（３）公表方法

落札・入札結果の公表については総務部契約課の掲示板において閲覧により公表するものとする。

６ 審査に関する事項等

（１）審査を行うに際し、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

技術者評価…配置予定技術者の資格（主任技術者）

主任技術者を配置できること。

技術資料等…ア．手持ち工事の技術者配置状況一覧

イ．主任技術者の資格者証の写し

ウ．現場代理人並びに主任技術者の常勤性が確認できる書類（健康保険証（社会保険に限る）、雇用保険の加入を証する書類、源泉徴収

簿などのうちいずれか)

※専任の技術者を求める工事の場合は、3ヶ月以上の雇用関係が必要

エ. 現場代理人等通知書

オ. 現場代理人並びに主任技術者の経歴書

カ. 経営規模等評価結果通知書の写し

キ. 過去5年間における、請負額250万円以上の公共の建築工事の施工実績を確認できる書類（工事請負契約書及び工事成績評定結果通知書の写し）

※経営規模等評価結果通知書に基づく、建築一式工事の平均完成工事高が250万円以上又は建築一式工事の平均完成工事高が、建設工事全体の平均完成工事高の30%以上の施工実績を有する者については、提出不要。

※ア. エ. オ. については、田辺市契約課ホームページに掲載している様式を使用のこと。

(2) 一度提出された技術資料の書換え、引替え又は撤回は特別な事情がない限り認めないものとする。

(3) 上記(1)に係る審査資料の提出期限は、入札の翌日の午後5時までとする。

7 落札者の決定方法

(1) 落札候補者から提出された技術資料提出書の審査を行い、審査の結果、入札参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。
入札参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を新たに落札候補者とし、技術資料等の提出を求め、審査を行うものとする。なお、落札者が決定するまで同様の手続を行うものとする。落札候補者となるべき同価格で入札したものが2人以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした落札候補者（最低制限価格を下回った入札をした者を除く。）を落札者とする。

8 留意事項

(1) 入札に付する工事の概要に関すること

ア. 工事前払金	請負金額300万円以上（消費税込み）	有
	請負金額300万円未満（消費税込み）	無
イ. 工事代金の部分払	請負金額1,000万円以上（消費税込み）	有
	請負金額1,000万円未満（消費税込み）	無
ウ. 契約の保証	請負金額1,000万円以上（消費税込み）	要
	請負金額1,000万円未満（消費税込み）	不要
エ. CORINS登録	請負金額500万円以上（消費税込み）	要
	請負金額500万円未満（消費税込み）	不要

(2) 入札の適正な競争性を確保するため、1 者のみが参加した入札は取り止めることとする。

(3) 契約締結後、消費税及び地方消費税の改正税率の適用となる契約については、後日、改正税率による変更契約を行うこととなるので留意すること。

9 その他

この公告に定めのない事項については、田辺市契約規則に定めるところによる。